平成３年那審第１４号
漁船寿代丸遭難事件

言渡年月日　平成３年１０月９日
審　判　庁　門司地方海難審判庁那覇支部（笹岡政英、徳永聡、平良恵貴）
理　事　官　小田雄一

損　　害
海水が機関室に流入し半水没状態で漂流し、同乗者２名が溺死

原　　因
機関の取扱不適切

主　　文
　本件遭難は、有資格者が在船していなかったため、船外機の誤操作でトランサムに生じた開口から浸水したことに因って発生したものである。
　なお、同乗者が死亡したのは、救助が遅れるうち荒天に遭遇して水船となり、溺れたことに因るものである。
　受審人Ａの一級小船舶操縦士の業務を１箇月停止する。

理　　由
（事実）
船 種 船 名　漁船寿代丸
総 ト ン 数　２トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　力　５７キロワット

受　審　人　Ａ
職　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成２年４月８日午前２時ごろ
沖縄県島尻郡伊平屋島西方沖合

　寿代丸は、昭和６３年４月に進水した、長さ７．３７メートル、幅２．２５メートル及び深さ０．８５メートルの船内外機付和船型ＦＲＰ製漁船で、船首から順に錨索収納庫、作業甲板、２魚倉並びに機関室及び中間軸室を、また機関室上に操縦台を、船尾に船外機点検口付張り出し甲板をそれぞれ配置し、

操縦台の船首側中央に設けたマストに白色全周灯及び両色灯を装備していた。

また機関室は、操縦台の船首側に蓋付の同室出入口を設け、同室船首側に燃料タンク（容量６０リットル）を、同室左舷側に蓄電池をそれぞれ配置し、同室中央に船内機としてＢ社製造、定格回転数毎分４，０００のＬＤ－２８型４サイクル６シリンダ・ディーゼル機関を備え、同機からトランサムまで中間軸、トランサム船尾側のユニバーサルジョイント及びＣ社製造ＡＱ１００型船外機と順次連結していた。

そして船外機は、傘歯車及びクラッチを介して動力を下方のプロペラに伝達し、同時に自体が左右に旋回して舵の役目も果たすもので、中間軸室船尾部の油圧操舵機から操舵シリンダ及びトランサム中心の水線上に設けたボールジョイント並びに船外機に連結する操舵ロッドを介して、操舵輪の動きを船外機に伝えて各舷に最大２５度旋回できるようにしてあり、航行中のトリム調節や、船体を陸に揚げる作業を容易にするため、船外機の仰角を最大６０度まで変化させる電動油圧装置も設けていた。

さらに、前示各機器を操作するため操縦台には、上面右舷寄りに船外格クラッチ用及び船内機燃料増減用の各遠隔操縦レバーを、同台船尾側面の右舷寄りに操舵輪を、その左舷寄りに冷却水温度計、潤滑油圧力計、回転計、電圧計及び機関運転時間積算計等を配列した計器盤を、同盤の下方横一列に燃料油液面計、灯火用スナップスイッチ、船外機の仰角変更用スイッチ（以下「チルトスイッチ」という。）及び船内機発停用キースイッチ等をそれぞれ装備しており、チルトスイッチの操作について製造者支給の取扱説明書には、船外機の仰角を約４４度以上変更するときには、船内機の運転を停止し、船外機の仰角が前示状態のときは、船内機を運転してはならない旨の注意が記載されていた。

受審人Ａは、沖縄県伊平屋村でもずく養殖業に従事しているもので、友人Ｄ、Ｅ及びＦらとともに、Ｇでは夜間禁止の潜水漁を行うこととなり、同業者のＨから本船を借り受けてＡ受審人が船長として乗り組み、前示３人を乗せ、船首に４本爪錨及び長さ約６０メートル、径１４ミリメートル（以下「ミリ」という。）のポリエチレン製錨索を備え、潜水用具一式２人分、単１乾電池６個入りの水中ハロゲンライト１個を積み込み、燃料油をタンクに満載し、船首０．２０メートル船尾０．８０メートルの喫水で平成２年４月７日午後１０時伊平屋島野南港を発し、主機を毎分３、３００回転の全速力にかけ、同島の西岸沿いに北上し、同時３０分ごろ同島北西岸から沖合に向け拡延しているさんご礁の外縁に至り、船外機のクラッチを切って船内機を毎分８００回転とし、潜水準備に取り掛かった。

ところで、潜水漁は、アクアラング及び水中灯を装着し、水中銃を用いて魚を捕獲するもので、風潮流などで潜水者が本船と離れないように操船する必要があり、このときＡ受審人以外は海技免状を受有せず船内外機の操作にも不慣れであったが、これまでＥとは４回ばかり潜水漁に同伴して操船を依頼したことがあったことから、同受審人は自ら操船することなく両色灯を消して海面上約２メートルのマスト頂の白色全周灯（電圧２４ボルト１０ワット）に通電した後、操舵輪、クラッチ用レバー及び燃料増減用レバーの操作方法をＥに教え、これらを使用して水中の明かりを見ながら操船して追随するよう指示し、同人及びＦを船内に残して本船を離れ、同１０時４０分ごろ、伊平屋島灯台から２５６度（真方位、以下同じ。）３，６００メートルの水深約８メートルの地点においてＤとともに潜水を開始した。

潜水開始後ほどなくして、Ｅ及びＦ両人のいずれかが、船内機運転中にかかわらず、誤って操縦台のチルトスイッチを使用して４４度以上船外機を持ち上げたため、中間軸と船外機を接続するユニバーサルジョイントが破断し、また操舵ロッドも操舵シリンダに押し込まれ、同シリンダが若干曲がっていたこともあって、操舵シリンダ及びボールジョイントが脱落してトランサムの水線上約２００ミリに直径

約８０ミリの開口が生じ、操船不能となって折からの風潮流によって沖合に圧流され始めたが、両人は、投錨して救助を待つこと及びトランサムの開口に詰め物をすることなどの応急措置に思い及ばなかった。

同１１時２０分ごろ潜水中の２人が海面に浮上して水中灯で合図を送ったとき、本船はすでに３００メートルばかりの沖合におり、船上からハロゲンライトで合図を送り返すのみで近寄って来なかったので、A受審人は、船内外機になんらかの異状が発生したものと考え、他船でえい航するため、同１１時３０分ごろ、Dを前示潜水開始地点近くのさんご礁外縁の洗岩上に残し、さんご礁の浅いところを歩いて島内の知人宅に向かった。

その後Dは、本船の停泊灯がほぼ北北西方向に一定して視認できていたので、時々水中灯で合図を送り、その応答を受けて在船者の無事を確認していたが、ハロゲンライトの乾電池が消耗し、波浪のためにトランサムの開口から海水が機関室に流入して蓄電池が浸水したことから、全ての灯火が認められなくなり、翌８日午前２時ごろ、本船の所在が伊平屋島灯台から２９５度約３海里の海域において不明となった。

当時、天候は曇で、風力５の南南西風が吹き、潮侯は上げ潮の初期で、波高は約２メートルであった。

A受審人は、事態をあまり重視していなかったこともあって、漁業協同組合等に通報することなく、知人の漁船を借り受けて同日午前２時３０分ごろ現場に引き返し、D外１人とともに潜水開始地点付近の沖合から北東方向にかけて付近海域を捜索したが、停泊灯の消えた本船を見付けることは容易でなく、次第に燃料タンクの残油が少なくなり、さらに風が北西に変わるとともに波が高くなってきたので、同５時ごろ他船の応援を得るため伊平屋島前泊港に引き返し、関係機関に通報した。

一方、本船では、海上が荒れ模様となって甲板に海水が打ち込み、中間軸室のさ蓋が外れて多量の海水が同室及び機関室に流れ込み、船尾が沈下して船体が高波にもまれるようになってから、E及びF両人は、波にさらわれないように体をロープで船体に縛り付けていたが、船首の一部を残して半水没状態になると、救命胴衣も備えていなかったので力尽きて次々と溺死した。

海上保安部の巡視艇及び飛行機並びに漁業協同組合の漁船等による捜索が実施された結果、同日午後５時５０分ごろ、伊平屋島灯台から２６４度５．４海里ばかりの地点において、前示状態の本船並びにE及びF両人の遺体が発見された。

（原因）

本件遭難は、さんご礁外縁で潜水漁を行うに当たり、船長が在船することなく無資格の同乗者に潜水者を追随するよう操船させていたため、船外機の仰角変更装置駆動用スイッチが誤操作され、船内機及び船外機を連結するユニバーサルジョイントが破断して操船不能になるとともに、船外機に連結する操舵ロッドがトランサムに設けたポールジョイントを押し込んで同ジョイントが脱落し、同開口から船内に海水が浸入したことに因って発生したものである。

なお、同乗者が死亡したのは、救助活動が遅れるうち海上が荒れ模様となり、体を高波にさらわれないよう船体にロープで縛っていたものの、トランサムに生じた開口その他から船内に海水が多量に浸入し、船首部のみ残して船体の大半が水没したため、救命胴衣の備えもなく力尽きて溺れたことに因るものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、友人を同伴して潜水漁を行う場合、同乗者は無資格者で海上経験に乏しく船内外機の操作等には不慣れであったから、在船して操船すべき注意義務があったのに、これを怠り、同乗者の１人が以前操船したことがあるから大丈夫と軽信し、自らは潜水して無資格者に操船させていたことは職務上の過失である。Ａ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第２号を適用して、同人の一級小型船舶操縦士の業務を１箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。